日 本 大 学 校 友 会 会 則

（昭和25年 3 月16日制定　平成16年 7月 9 日改正
昭和32年 3 月24日改正　平成18年 7月14日改正
昭和34年 3 月24日改正　平成19年 7月 2 日改正
昭和39年 3 月24日改正　平成21年 7月13日改正
昭和46年 9 月 2 日改正　平成22年 7月 1 日改正
昭和50年 7 月11日改正　平成24年 7月13日改正
昭和55年 6 月20日改正　平成25年 7月 5 日改正
昭和57年 6 月21日改正　平成29年 7月 7 日改正
昭和58年 6 月24日改正　令和元年 7月12日改正
昭和62年 6 月26日改正　令和 3 年 7月 9 日改正
平成 6 年 6 月28日改正　令和 4 年 7月 8 日改正
平成 9 年 6 月24日改正　令和 5 年 7月31日改正
平成10年 6 月23日改正　令和 6 年 7月19日改正
平成12年 7 月11日改正　令和 7 年 7月11日改正
平成13年12月20日改正　令和 8 年 3月 3 日改正
平成15年 7月 2 日改正）

第１章　総　　則

（名　称）
第１条　この会は，日本大学校友会（以下校友会という）と称する。

（目　的）
第２条　校友会は，会員相互の親睦と福利増進を図り，自立・自助の精神に則り学校法人日本大学との共生組織体としての機能を発揮し，母校の興隆発展に寄与することを目的とする。

（事　業）
第３条　校友会は，前条の目的を達成するため，次の事業を行う。
① 桜門会館の管理運営に関する事項
② 会報誌の発行及び各種出版物の刊行に関する事項
③ 全国校友大会，各種研究会，研修会，講演会等の開催に関する事項
④ 会員相互の福利厚生等に関する事項
⑤ 校友枠選抜の特別優待生制度に関する事項
⑥ 都道府県支部，学部別・職域別部会及び桜門会への補助に関する事項
⑦ 学部別部会への還付金の補助に関する事項
⑧ 日本大学への寄付等支援に関する事項
⑨ 国際交流事業に関する事項
⑩ 日本大学から諮問を受けた事項の答申及び意見具申に関する事項
⑪ 日本大学教職員の教育・文化活動への奨励及び助成に関する事項

⑫　日本大学学生等の募集及び就職活動への支援に関する事項
⑬　準会員の奨学事業に関する事項
⑭　準会員の学業，体育及び文化活動への助成に関する事項
⑮　準会員の福利厚生に関する事項
⑯　準会員の診療費助成制度に関する事項
⑰　その他校友会が必要と認めた事項

（本部事務局及び支部等）
第４条　校友会本部事務局を，日本大学本部内に置く。
２　校友会の事務は，会長の命を受けて，校友会本部事務局が処理する。
３　校友会本部事務局の事務及び準会員会費の納入事務は大学に委託する。
４　校友会本部事務局長は各会議に出席し，意見を述べることができる。
５　支部及び桜門会の設置等については別に定める。

第2章　会　　員

（会員資格）
第５条　校友会の会員は，次のとおりとする。
①　会　　員　　学校法人日本大学寄附行為施行規則第11条第６項に定める学校を卒業又は修了した者
②　正会員（個人）　学校法人日本大学寄附行為施行規則第11条第６項に定める学校を卒業又は修了し，かつ年会費を納める者
③　正会員（団体）　日本大学校友会傘下組織体（都道府県支部・学部別部会・職域別部会・桜門会等）
④　準　会　員　　日本大学校友会会則第38条第１項・第２項に該当する者
⑤　特 別 会 員　　日本大学校友会特別会員規程により推薦された者
⑥　推 薦 会 員　　日本大学校友会推薦会員規程により推薦された者
⑦　賛 助 会 員　　日本大学校友会賛助会員規程により推薦された者
２　会員は，都道府県支部，学部別・職域別部会又は桜門会から選択し，正会員として所属することができる。

第3章　名誉顧問

（名誉顧問）
第６条　校友会に名誉顧問を置くことができる。
２　名誉顧問は，校友会に功績のあるものを，別に定める規程により，会長が委嘱する。

第4章　役　　員

（役員の構成）
第７条　校友会に次の役員を置く。
①　会　　長　　１名

② 副　会　長　　21名以内
③ 監　　事　　若干名
④ 支部長・部会長委員　　87名
⑤ 委　　員　　180名以内

2　校友会役員は，正会員のうちから選出する。

（役員会費）

第８条　役員は，別に定めるところにより年会費を納入しなければならない。

2　会費未納者は，校友会の役員に就任することができない。

（会長等の選任）

第９条　会長は，別に定める選考委員会の議を経て役員総会で選任する。

2　副会長は別に定める規程により選出する。

（監事の選出）

第10条　監事は，別に定める選考委員会の議を経て役員総会において正会員のうちから選出する。

（委員の選出）

第11条　委員の選出は，別に定める。

（役員の任期）

第12条　役員の任期は選任後３年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定期役員総会の終結時までとし，再任を妨げない。ただし満80歳をもって定年とする。

2　補充の役員の任期は，前任者の残任期間とする。

3　第１項にかかわらず，会長が特に必要と認めたときは，執行部会の議を経て，定年を満85歳まで延長することができる。

第５章　顧問・参与

（顧問・参与の選任及び職務）

第13条　校友会に顧問・参与を若干名置くことができる。任期は１年間とする。

2　顧問・参与は，別に定める規程により，会長が指名する。

3　顧問・参与は，役員総会に出席し，意見を述べることができる。

第６章　役員の職務

（会長の職務）

第14条　会長は，校友会を代表し，会務を総理する。

（副会長の職務）

第15条　校友会の目的を遂行するために会長は，副会長に総務・財務・企画・広報・組織等の

事項を分掌させることができる。
2　副会長は，会長を補佐し，会長の命を受け，所管の業務を遂行する。
3　副会長は，会長の承認を得て，各分掌された事項を審議するため，委員会を設置することができる。
4　会長に事故あるとき又は欠けたときには，あらかじめ会長が指名した副会長がその職務を代理又は代行する。

（監事の職務）
第16条　監事は，会計及び財務並びに会務について監査し，その結果を役員総会に報告する。
2　監事は，支部長・部会長会，会長・副会長会及び執行部会に出席し，意見を述べることができる。

（支部長・部会長委員の職務）
第17条　支部長・部会長委員は，総会及び支部長・部会長会に出席し，会務の運営に必要な事項を審議する。

（委員の職務）
第18条　委員は，役員総会に出席し，会務に必要な事項について審議する。

第7章　会　　議

（会議の種類）
第19条　会議は，役員総会，支部長・部会長会，会長・副会長会，執行部会とし，会長がこれを招集して議長となる。

（役員総会）
第20条　役員総会は，年1回定時総会を開き，必要に応じ臨時総会を開くことができる。
2　役員総会は，事業計画案，収支決算及び収支予算案等の承認並びに会則及び規程等の制定・改廃その他必要な事項について審議決定する。
3　役員総会の招集については，総会期日の2週間前に，会議の目的・日時・場所等を通知しなければならない。
4　都道府県支部，学部別・職域別部会及び桜門会から役員総会に議題を提案しようとする場合は，あらかじめ校友会本部事務局に指定した期日までに会議に付議すべき事項等を記載した必要書類を提出し，支部長・部会長会の議を経なければならない。

（支部長・部会長会）
第21条　支部長・部会長会は，会長，副会長及び支部長・部会長委員をもって構成し，必要に応じて開くことができる。
2　支部長・部会長会は，役員総会の準備その他校友会の会務の運営に必要な事項を審議する。ただし，臨時役員総会の開催に当たり緊急を要する場合は，次条に定める会長・副会長会の審議をもって代えることができる。

（会長・副会長会）
第22条　会長・副会長会は，会長及び副会長で構成し，会務の円滑な運営において重要な事項を審議する。
２　会長・副会長会は必要に応じて開くことができる。

（執行部会）
第23条　執行部会は，会長及び会長が指名した副会長若干名で構成し，校友会の運営に関する予算の範囲内の経常的事項，会務運営等における通常業務について，これを決定し執行することができる。
２　緊急を要する事項については，会長がこれを専決し，後に執行部会に報告するものとする。
３　執行部会は，原則として毎月１回開催とし，必要に応じ開くことができる。

（会議の議決）
第24条　会議は構成員の２分の１以上の出席を必要とする。
２　委任事項を明示した書面をもって議長に委任した者は出席者とみなす。
３　議事は，出席者の過半数をもって決し，可否同数のときは，議長の決するところによる。

第８章　運営委員会

（運営委員会）
第25条　校友会に，会長の指示の下に各種運営委員会（以下委員会という）を置くことができる。
２　委員会は，副会長を委員長とし，校友会の運営に必要な事項を協議する。
３　委員会は，委員若干名をもって組織する。
４　委員会の委員は，会員のうちから委員長の意見を聴き会長が委嘱する。
５　委員会は，委員長が招集し議長となる。
６　会長は，随時委員会に出席することができる。
７　委員の任期は第12条を準用する。
８　会長は必要があると認めた場合，執行部会の議を経て，特別委員会を置くことができる。

第９章　資産及び会計

（資　産）
第26条　校友会の資産は，固定資産及び流動資産とする。
２　次の各号に掲げる収入は，すべて校友会の資産とする。
①　資産から生ずる果実
②　正会員年会費収入
③　準会員年会費収入
④　役員年会費収入
⑤　寄付金

⑥　校友会の都道府県支部，学部別・職域別部会及び桜門会からの会費
⑦　その他の収入

（資産処分の制限）
第27条　固定資産及び流動資産の処分については，役員総会の決議を要する。

（資産の管理）
第28条　校友会の資産は，会長が管理し，銀行等の定期預金にするなど，安全確実な方法により管理するものとする。
２　資産管理の責任は，校友会本部事務局長がその任にあたる。

（経　費）
第29条　校友会の経費は，第26条第２項各号の収入をもって充てる。

（会　計）
第30条　校友会の会計は，一般会計をもって表示する。

（予　算）
第31条　予算は，支部長・部会長会の承認を得て，役員総会の議を経なければならない。
２　新年度の予算については，予め当年３月に開催される会長・副会長会の議を経て，４月から役員総会までは執行部において執行するものとする。
３　予算に著しい変更がある場合は，第１項を準用し補正するものとする。

（決　算）
第32条　決算は，会計年度終了後，４か月以内に行い，これについて監事の意見を求めるものとする。
２　次の各号に定める第３条第７号の還付金の助成については，毎年度の５月末日までに校友会本部に報告するものとする。
①　還付金に係る事業報告書
②　還付金に係る収支報告書
③　その他校友会が必要と認めた事項
３　決算は，支部長・部会長会の承認を得て，役員総会の議を経なければならない。

（余剰金の扱い）
第33条　決算において余剰金があるときは，積立金に編入するか，又は次会計年度に繰り越すものとする。

（報告義務）
第34条　予算及び決算は，役員総会後，会報誌等を通じて，第５条第１項第１号を除く正会員等に遅滞なく，報告しなければならない。

（会計年度）
第35条　校友会の会計年度は，毎年４月１日から翌年３月31日までとする。

（経理及び調達）
第36条　校友会の経理及び調達については，校友会会則に定めるもののほか日本大学経理規程・日本大学調達規程を準用する。
２　諸会議に係る旅費については，原則として都道府県支部，学部別・職域別部会及び桜門会が負担する。

（会　費）
第37条　校友会の都道府県支部，学部別・職域別部会及び桜門会は，別に定める会費を校友会本部事務局に納付する。
２　会費未納の都道府県支部，学部別・職域別部会及び桜門会については，役員総会の議を経て，その公認を停止することができる。
３　正会員，準会員，特別会員，推薦会員及び賛助会員の年会費は別に定める。

第10章　準　　会　　員

（準会員）
第38条　準会員は，日本大学（大学院・通信教育部を含む）又は，日本大学短期大学部に在籍している者とする。
２　準会員は，別に定める年会費を納入すること。
３　準会員の福利厚生等については，別に定める。
４　準会員は休学等のやむを得ない事由が発生した場合は，会費の返還を請求することができる。
５　準会員制度及び前各項に基づく準会員の会費制度については，入学時以降，準会員及びその保護者等に対して，次の各号に定める方法等で説明・周知するものとする。
①　入試要項，入学手続書類，オンライン入学手続サイト等に，準会員会費の費目及び金額を明記すること
②　入学手続時に交付する趣意書に校友会の設立趣旨や準会員会費の納入方法等を明記すること
③　校友会のウェブサイト上で本会則を周知すること
④　学生及びその保護者等に対し，校友会活動やこの制度の趣旨・概要及び提供される学生支援・助成等の周知に努めること

第11章　慶　　弔　　慰

（慶弔慰）
第39条　校友会の慶弔慰の取扱いについては，別に定める。

第12章　賞　　罰

（表　彰）
第40条　校友会に特別の功労があった個人及び団体（都道府県支部，学部別・職域別部会及び桜門会）並びに準会員（学生）の学業・体育・文化活動に対して表彰することができる。
２　表彰に関する事項は，別に定める。

（役員の解任）
第41条　役員が次の各号のいずれかに該当するときは，支部長・部会長会の議を経ることなく執行部会の議により解任することができる。執行部会により解任の議決を受けた役員は，役員総会の承認を得るまでの間，職務執行停止とする。
①　法令の規定又はこの会則に著しく違反したとき。
②　心身の故障のため職務の執行に堪えないとき。
③　職務上の義務に著しく違反したとき。
④　役員たるにふさわしくない重大な非行があったとき。

（除　名）
第42条　校友会の会員が次の各号のいずれかに該当するときは，役員総会の決議により除名することができる。
①　日本大学の名誉を傷つけ，又は校友としての品位を害する言動があったとき。
②　校友会の秩序を乱したとき。
③　故意又は重大な過失によって，日本大学及び校友会に損害を与えたとき。

第13章　個人情報の保護

（個人情報の保護）
第43条　校友会は，個人情報取扱事業者として，個人情報の保護を会務上の最重要事項の一と位置づけ，「個人情報の保護に関する法律」に基づき，別に定める規程及びガイドラインにより個人情報を正確かつ安全に取り扱うものとする。

第14章　雑　　則

（大学への届出）
第44条　校友会の会則を改正したときは，日本大学に届けるものとする。

附　　則

１　この会則は，令和８年３月３日から施行する。
２　次の各号に該当する者は，将来にわたって校友会の役員に就任することができない。
①　令和３年９月８日から令和３年12月31日までに日本大学理事又は日本大学監事であった者
②　令和２年１月から令和３年12月31日までに日本大学常務理事であった者
③　平成31年４月１日から令和３年９月７日までに日本大学理事であった者
④　株式会社日本大学事業部取締役又は監査役であった者

3　令和３年９月８日から令和３年12月31日までに日本大学評議員であった者については，令和８年定期役員総会開催日の前日まで，校友会の会長，副会長及び監事に就任することができない。
4　校友会において，令和２年７月４日から令和４年12月19日までの期間に常任会構成員であった者（監事を含む）は，将来にわたって校友会の会長，副会長及び監事に就任することができない。
5　第２項及び第３項に該当しない者のうち，校友会において，令和２年７月４日から令和５年３月１日までに会長，副会長又は監事であった者は，令和８年定期役員総会開催日の前日までの期間，会長，副会長及び監事に就任することができない。
6　令和８年度役員総会開催日を任期満了日とする役員の，第25条第７項に規定する任期については，会長が任期を満了すると共に，その任期も満了するものとする。

（卒業した学校の範囲）

学校法人日本大学寄附行為施行規則第11条第６項より

① 日本法律学校
② 高等工学校及び工業専門校
③ 東洋歯科医学校及び歯科医学校
④ 東京獣医学校
⑤ 専門学校令による専門学校，専門部，高等師範部，高等専攻科及び師範専修科
⑥ 東京高等獣医学校及び東京獣医畜産専門学校
⑦ 専門学校令による大学
⑧ 大学令による大学及び予科，大学院及び選科
⑨ 学校教育法（新学制）による大学，大学院及び短期大学

支 部 規 程

平成 9 年6月 24 日制定
平成13年7月 10 日改正
令和 3 年7月 9 日改正
令和 7 年7月 11 日改正

（趣　旨）
第１条　この規程は，日本大学校友会会則第４条第５項に基づき，校友会各都道府県支部・各学部別部会・各職域別部会（以下『支部』という）の設置等に関し必要な事項を定める。

（設　置）
第２条　支部の設置は，それぞれの区分別に１支部とする。ただし，都道府県支部については政令指定都市その他の事情により２以上の支部を置く必要性が生じた場合，組織化することができる。
２　前項の規程にかかわらず，その他の特殊な区分に応じて支部を設置する必要がある場合，次条の申請を経て設置することができる。

（申　請）
第３条　支部の設置を申請する場合，当該団体は次の事項を記載した設置申請書を校友会会長に提出し，役員総会で承認を得なければならない。
①　支部会則
②　加盟会員及び支部役員の氏名，卒業年次，出身学部・学科，現住所，職業等を記載した名簿
③　経過報告書

（会員資格）
第４条　支部の加盟会員は，会則第５条第１項各号に規定する資格を有する者でなければならない。

（会員数）
第５条　支部会員数は，原則として，100名以上とする。

（支部役員）
第６条　支部には，当該地域在住の支部長及び５名以上の支部役員を置く。ただし，特別の事情がある場合は，当該地域に勤務先などの社会的活動の拠点を有し，支部活動に貢献した者を支部長及び支部役員にすることができる。

（支部の事務局）
第７条　支部の事務局には，一定の場所に支部会則，支部会員名簿及び支部会計帳簿その他関係書類を備え置かなければならない。

（運営等の報告）
第８条　支部長は，原則として毎年３月末日までに支部長，支部役員の氏名及び支部運営の状況について，文書をもって校友会本部に報告しなければならない。
２　支部長は，支部会則の改廃，役員の交替，会員の異動その他の重要事項について，その都度速やかに報告しなければならない。

（会費の徴収）
第９条　支部は，必要に応じて支部の運営に係る会費を当該支部の会員から徴収することができる。

（規程の遵守）
第10条　支部は，日本大学校友会会則及びこの規程を遵守しなければならない。

附　　則

１　この規程は，令和７年７月11日から施行する。
２　この規程施行の際，既に校友会の支部並びに各学部別部会及び各職域別部会等として認めたものは，この規程による支部とする。

桜門会規程

平成14年7月 2 日制定 令和 5 年7月31 日改正
平成16年7月 9 日改正 令和 7 年7月11 日改正
令和 3 年7月 9 日改正

（趣　旨）
第１条　この規程は，日本大学校友会会則第４条第５項に基づき，日本大学校友会桜門会（以下『桜門会』という）に関する事項を定める。

（桜門会）
第２条　桜門会は，日本大学校友会正会員により組織され，日本大学校友会に公認された団体とする。ただし，校友会支部規程による支部は除く。
２　桜門会は，校友会支部規程に定められた支部の下部組織とし，各都道府県支部の協力組織とする。

（会員数）
第３条　桜門会は，正会員15名以上をもって構成する。

（公認申請）
第４条　桜門会の公認を申請する場合は，次の事項を記載した申請書を，校友会会長宛に提出しなければならない。
①　桜門会会則
②　加盟会員名簿及び役員名簿
２　前項の申請があった場合，校友会本部事務局は速やかに資格要件を調査の上，執行部会に報告する。
３　執行部会は，前項の報告を受け，審議決定を行い，その結果を役員総会に報告する。

（会　費）
第５条　前条により，日本大学校友会から公認された桜門会は速やかに，別に定める年会費を納入しなければならない。

（役　員）
第６条　桜門会には，会長及び役員を置く。
２　会長は，会長及び役員の交替，会員の異動等重要な事項について，その都度速やかに校友会本部事務局に報告しなければならない。

（桜門会の事務局）
第７条　桜門会の事務局には，一定の場所に桜門会会則，桜門会会員名簿及び桜門会会計帳簿その他関係書類を備え置かなければならない。

（会費の徴収）
第８条　桜門会は，必要に応じて会の運営に係る会費を会員から徴収することができる。

（規程の遵守）
第９条　桜門会は，日本大学校友会会則及びこの規程を遵守しなければならない。

附　　則

この規程は，令和７年７月11日から施行する。

日本大学校友会個人情報取扱規程

令和3 年7 月 9 日制定
令和4 年7 月 8 日改正
令和5 年7 月31 日改正

第1章　総　　則

（目　的）

第１条　この規程は，「個人情報の保護に関する法律」（以下「法律」という）に基づき，日本大学校友会（以下「校友会」という）が保有する個人情報の取扱いに関する基本的事項を定め，個人情報の保護を図るとともに，校友会の円滑な管理運営を行うことを目的とする。

２　校友会における個人情報の取扱いについては，関係法令，関連諸規程等に定めるもののほかこの規程による。

（用語の定義）

第２条　この規程でいう用語の定義は，次のとおりとする。

①　個人情報とは，校友会が会務上取得した情報のうち，生存する個人に関する情報であって，氏名，生年月日その他の記述等（文書，図面若しくは電磁的記録に記載・記録され又は音声，動作その他の方法を用いて表された一切の事項）により特定の個人を識別することができるもの（ほかの情報と容易に照合することができ，それにより特定の個人を識別することができるものを含む）及び個人識別符号が含まれる情報をいう。

②　個人識別符号とは，生体認証に係る又は行政手続等により個人ごとに割り当てられる文字，番号，記号その他の符号のうち，「個人情報の保護に関する法律施行令」（以下「政令」という）で定めるものをいう。

③　要配慮個人情報とは，人種，信条，社会的身分，病歴，犯罪の経歴，犯罪により被害を受けた事実その他不当な差別，偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める個人情報をいう。

④　個人情報データベース等とは，コンピュータ等を用いて特定の個人情報を検索することができるように又は一定の規則に従って整理し，特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成した個人情報の集合物をいう。ただし，政令で除外されているものを除く。

⑤　個人データとは，個人情報データベース等を構成する個人情報をいう。

⑥　保有個人データとは，校友会が開示，内容の訂正，追加又は削除，利用の停止，消去及び第三者への提供の停止を行うことができる権限を有する個人データをいう。ただし，政令で除外されているものを除く。

⑦　本人とは，個人情報によって識別される特定の個人をいう。

⑧　個人データの漏えいとは，個人データが外部に流出することをいう。

⑨　個人データの滅失とは，個人データの内容が失われることをいう。

⑩　個人データの毀損とは，個人データの内容が意図しない形で変更されること又は内容を保ちつつも利用不能な状態になることをいう。

⑪　校友会の事務局員等（以下「事務局員等」という）とは，校友会が保有する個人情報を取り扱い又は校友会の会務を行う全ての者をいう。

（責　務）
第３条　校友会は，第１条第１項の目的を達成するために，個人情報の重要性を認識し，個人情報の漏えい，滅失又は毀損の防止その他個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置（以下「安全管理措置」という）を講じるものとする。なお，死亡した者の個人に関する情報であって，その者の氏名，生年月日その他の記述等及び個人識別符号が含まれる情報についても，適切に取り扱うものとする。
２　事務局員等は，法律及び本規程に基づき，適切に個人情報を取り扱うものとする。なお，事務局員等は，会務中のみならず会務終了後も，会務中に知り得た個人情報を漏えいしてはならない。

第２章　個人情報の取得・取扱い

（利用目的の特定）
第４条　校友会は，個人情報を取り扱うに当たり，校友会の会務に必要な範囲内において，その利用目的をできる限り特定するものとする。

（利用目的の変更）
第５条　校友会は，変更前の利用目的と関連性を有すると合理的に認められる範囲内において，利用目的を変更することができる。
２　前項において，校友会は，変更された利用目的を本人に通知又は公表するものとする。

（利用目的による制限）
第６条　校友会は，あらかじめ本人の同意を得た場合又は法律で定められている場合を除き，第４条により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて，個人情報を取り扱ってはならない。

（不適正利用の禁止）
第７条　校友会は，違法又は不当な行為を助長し，又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならない。

（適正な取得）
第８条　校友会は，個人情報を取得する場合，あらかじめその利用目的を本人に通知又は公表し，公正かつ適正な手段により取得するものとする。
２　校友会が要配慮個人情報を取得する場合には，法律で定められている場合を除き，あらかじめ本人の同意を得るものとする。

第３章　個人データの提供

（第三者提供等）
第９条　校友会は，次の各号に掲げる場合において，本人の同意を得た場合は，個人データを第三者に提供すること又は個人データを第三者から受領することができる。ただし，法律に定めある場合はこの限りでない。

① 第16条第１項に定める管理単位の各種会務において，校友会があらかじめ特定した利用目的の達成に必要な場合
② 校友会があらかじめ特定した利用目的の範囲を超え，管理単位において相当の必要性がある場合
③ 前２号によらず，校友会で対応が必要な場合

２ 前項第１号については，第19条第３項に定める管理単位ごとに設置された個人情報保護審議会においてその必要性を審議した上で，第18条第１項に定める個人情報取扱統括責任者が承認するものとする。

３ 第１項第２号については，前項の個人情報保護審議会においてその必要性を審議した上で，第17条第１項に定める個人情報総括管理者の承認を得るものとする。

４ 第１項第３号については，個人情報総括管理者の承認を得るものとする。

（第三者提供の適用除外）

第10条 次の各号に掲げる場合において，当該個人データの提供を受ける者は，前条に定める第三者に該当しないものとする。

① 校友会が利用目的の達成に必要な範囲において，個人データの取扱いの全部又は一部を外部の業者等に委託する場合
② 合併等による事業承継に伴って個人データが提供される場合
③ 次条第１項に基づき，特定の者との間で個人データを共同利用する場合

（共同利用）

第11条 校友会は，次の各号について，あらかじめ本人に通知又は本人が容易に知り得る状態で公表し，個人データを共同利用することができる。

① 特定の者との間で個人情報を共同利用すること
② 共同して利用する個人データの項目
③ 共同して利用する者の範囲
④ 利用する者の利用目的
⑤ 当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては，その代表者の氏名

２ 校友会は，前項第４号又は第５号を変更する場合，当該変更内容をあらかじめ本人に通知又は本人が容易に知り得る状態で公表するものとする。

（外国にある第三者への提供制限）

第12条 校友会が外国にある第三者に個人データを提供する場合には，法律に基づき，行うものとする。

（個人データの第三者提供又は第三者からの受領に関する記録）

第13条 校友会は，個人データを第三者に提供した場合又は第三者から受領した場合には，法律の定めるところにより，当該提供又は受領に関する記録（様式第１号及び様式第２号）を作成するものとする。なお，第９条第１項ただし書きによる場合は，当該提供又は受領に関する記録を省略することができる。

２ 本人から，前項に定める当該本人が識別される個人データに係る第三者提供等の記録の開示

の請求を受けた場合は，法律に基づき，速やかに対応するものとする。

（委託先の監督）
第14条　校友会は，個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合は，校友会が講じる安全管理措置と同等の措置が委託先において適正に講じられるよう，必要かつ適切な監督を行うものとする。

第４章　個人データの管理

（個人データの正確性の確保等）
第15条　校友会は，利用目的の達成に必要な範囲内において，個人データを正確かつ最新の内容に保つとともに，利用する必要がなくなった場合は，当該個人データを遅滞なく廃棄又は消去するよう努めるものとする。

（管理体制）
第16条　校友会は，安全管理措置を実施する範囲及び責任を明確にするために，別紙の管理単位を設ける。
２　校友会は，第３条第１項の責務を達成するために，校友会に個人情報総括管理者を置き，管理単位ごとに個人情報取扱統括責任者を置く。

（個人情報総括管理者）
第17条　個人情報総括管理者は，校友会本部事務局長とする。
２　個人情報総括管理者は，校友会が取り扱う個人情報に係る会務を総括するとともに，個人情報取扱統括責任者を指揮監督する。
３　個人情報総括管理者は，個人情報取扱統括責任者から第18条第３項各号に定める事項について随時報告を求めることができる。
４　個人情報総括管理者は，個人情報取扱統括責任者から報告された事項を必要に応じて，校友会に報告するものとする。

（個人情報取扱統括責任者）
第18条　校友会本部事務局の個人情報取扱統括責任者は校友会本部事務局事務長とし，都道府県支部においては支部長，学部別部会においては学部別部会会長，職域別部会においては職域別部会会長，桜門会においては桜門会会長とする。
２　個人情報取扱統括責任者は，管理単位における個人情報の取得並びに個人データの保護及び安全管理に関する会務を統括するとともに，事務局員等に対して教育訓練及び安全対策を実施し，必要かつ適切な措置を講じるものとする。
３　個人情報取扱統括責任者は，管理単位における個人データの運用状況を監督するとともに，個人情報総括管理者から求めがあった場合は，次の各号に掲げる事項を報告するものとする。
①　個人データの運用状況
②　第９条に定める個人データの第三者提供等の状況
③　その他個人情報総括管理者が求めた事項

（審議会）
第19条　校友会に，個人情報総括管理者を議長とし，各管理単位の個人情報取扱統括責任者等で構成する日本大学校友会個人情報保護審議会（以下「校友会審議会」という）を置く。
２　前項の審議会は，次の事項について審議する。
①　校友会が取り扱う個人情報の保護に係る施策に関する事項
②　校友会における個人情報の保護に関する重要事項の審議及び決定に関する事項
③　校友会の会務を遂行するために取得，利用する個人情報の利用目的の特定に関する事項
④　校友会が取り扱う個人情報の管理体制に関する事項
⑤　個人情報の共同利用に関する事項
⑥　個人情報の漏えい，滅失，毀損，盗難等の事故（以下「事故」という）が発覚した場合における国の個人情報保護委員会への報告に関する事項
⑦　その他個人情報に関する重要事項
３　個人情報の適正な取扱い及び管理に関する事項を審議するため，管理単位ごとに個人情報取扱統括責任者を議長とし，事務局員等で構成する個人情報保護審議会（以下「支部・部会等審議会」という）を置く。

第５章　保有個人データの開示等

（保有個人データに関する事項の本人への周知等）
第20条　校友会は，校友会における保有個人データの利用目的，次条に定める開示等の請求に係る手続，保有個人データの取扱いに関する苦情の申出先等について，本人の知り得る状態に置くものとする。なお，当該苦情の申出先に係る窓口は，第22条に定める窓口とする。
２　校友会は，法律で定められている場合を除き，本人から，当該本人が識別される保有個人データの利用目的の通知を求められた場合には，本人に対し，遅滞なく，利用目的の通知又は利用目的の通知をしない旨を通知するものとする。なお，通知に係る事務は，当該本人が識別される保有個人データを管理する管理単位の窓口が行うものとする。

（開示，訂正，利用停止等）
第21条　校友会は，保有個人データに関して本人から当該本人が識別される保有個人データについて，開示，訂正，利用停止等を求める請求があり，その請求が正当な場合には，法律に基づき，速やかに対応するものとする。

第６章　苦情及び相談

（苦情及び相談の対応）
第22条　校友会は，管理単位ごとに個人情報の取扱いに関する苦情及び相談（以下「苦情等」という）を受け付ける窓口を設置し，苦情等があった場合には，適切に対応するものとする。

第７章　事故対応

（事故対応）
第23条　事故が発覚した場合の対応は，次のとおりとする。

① 事故を起こした者又はこれを発見した者は，速やかに当該事故が発生した管理単位の個人情報取扱統括責任者に報告し，当該個人情報取扱統括責任者は，事故が発生したことを速やかに事故連絡票をもって，個人情報総括管理者に連絡する。また，被害の拡大防止及び復旧に努めるとともに，事故の内容，経緯，被害状況等（以下「状況等」という）を調査し，その影響範囲を特定した上で，個人情報総括管理者に速やかに報告するものとする。
② 当該個人情報取扱統括責任者は，事故の原因究明及び再発防止を図るため，支部・部会等審議会を開催するものとする。
③ 個人情報総括管理者は，必要に応じて校友会審議会を開催するものとし，国の個人情報保護委員会に報告するとともに，事故の状況等により，校友会に重大な支障を及ぼす可能性がある場合は，学校法人日本大学及び日本大学校友会執行部会と連携して対応することとする。
④ 当該個人情報取扱統括責任者は，再発防止，二次被害の防止等の必要な措置を講じる。
⑤ 校友会は，前号の事実を当該事故の関係者に通知し，必要に応じて公表するものとする。
⑥ 個人情報総括管理者は，各号の対応結果を取りまとめ，法律で定める個人情報保護委員会に報告するものとする。

2 校友会が事故のおそれのある事案を把握した場合には，前項各号の定めに準じて対応することとする。

第８章　点検及び見直し

（点検及び見直し）

第24条　校友会は，本規程に基づき運用が適正になされているかを確認するために，定期的に個人情報の取扱いを点検するものとする。

2 校友会は，前項の点検に基づき，安全管理措置の見直しが必要な場合は，改善に取り組むものとする。

第９章　罰　　則

（処　分）

第25条　校友会は，この規程に定める事項に違反した事務局員等に対して会則に基づき，役員の解任，除名等処分をすることができる。

第１０章　そ　の　他

（内規等）

第26条　この規程に関するその他の必要事項は，内規等で別に定めることができる。

附　　則

この規程は，令和５年７月31日から施行する。

(別　紙)

管　理　単　位

1　校友会本部事務局
2　各都道府県支部
3　各学部別部会
4　各職域別部会
5　各桜門会

（様式第１号）

年　　月　　日

個人データの提供の記録

１　第三者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては，その代表者の氏名	
２　当該個人データによって識別される本人の氏名その他当該本人を特定するに足りる事項	
３　当該個人データの項目	
４　承認日	
５　本人の同意の確認日	

※　「４承認日」について

①　規程第９条第２項による場合は，個人情報取扱統括責任者の承認日を記載

②　規程第９条第３項による場合は，個人情報取扱統括責任者及び個人情報総括管理者の承認日を記載

③　規程第９条第４項による場合は，個人情報総括管理者の承認日を記載

以　　上

（様式第２号）

年　　月　　日

個人データの受領の記録

１　第三者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては，その代表者の氏名	
２　当該第三者による当該個人データの取得経緯	
３　当該個人データによって識別される本人の氏名その他当該本人を特定するに足りる事項	
４　当該個人データの項目	
５　承認日	
６　本人の同意の有無	

※　「５承認日」について

①　規程第９条第２項による場合は，個人情報取扱統括責任者の承認日を記載

②　規程第９条第３項による場合は，個人情報取扱統括責任者及び個人情報総括管理者の承認日を記載

③　規程第９条第４項による場合は，個人情報総括管理者の承認日を記載

以　　上

特 別 会 員 規 程

平成 9 年6月 24 日制定
平成11年7月 6 日改正
平成14年7月 2 日改正
令和 5 年7月31日改正

（趣　旨）

第１条　この規程は，日本大学校友会会則第５条第１項第５号に基づき，特別会員の推薦等に関し必要な事項を定めるものとする。

（資格要件）

第２条　特別会員の資格は，正会員を除く学校法人日本大学及び特別・準付属高校に勤務を有する専任教職員又は専任教職員であった者とする。

（入会手続）

第３条　前条に該当する者が入会を希望する場合は，所定の申込書及び資格要件を証明する書類をもって校友会会長あてに申し込むものとする。

２　前項の申込みがあった場合，校友会本部事務局は速やかに資格要件を調査し，その結果を申込書と共に執行部会に報告する。

３　執行部会は，前項の報告を受け，入会の可否を決定し，その結果を当該申請者に通知するものとする。

４　特別会員となることを認められた者は，定められた期日までに，別に定める年会費を校友会本部に納入しなければならない。

附　　則

この規程は，令和５年７月31日から施行する。

推 薦 会 員 規 程

平成 9 年6月24日制定
平成11年7月 6 日改正
平成14年7月 2 日改正
令和 5 年7月31日改正

（趣　旨）

第１条　この規程は，日本大学校友会会則第５条第１項第６号に基づき，推薦会員の推薦等に関し必要な事項を定めるものとする。

（資格要件）

第２条　推薦会員は，正会員以外で本人が会員となることを希望し，かつ，次の各号の一に該当する者とする。

①　学校法人日本大学評議員又は評議員であった者
②　日本大学に在籍した者
③　日本大学付属及び特別・準付属校を卒業した者
④　日本大学が設置する専門学校を卒業した者
⑤　日本大学司法研究所若しくは会計学研究所で受講した者で司法試験又は公認会計士試験に合格した者
⑥　日本大学から博士の学位を授与された者
⑦　日本大学が設置する学校又は日本大学が契約した特別・準付属校に勤務する非常勤教員

（入会手続）

第３条　前条に定める要件を満たす者は，申込書及び資格要件を証明する書類をもって，校友会会長に申し込むものとする。

２　前項の申込みがあった場合，校友会本部事務局は速やかに資格要件を調査し，その結果を申込書と共に執行部会に報告する。

３　執行部会は，前項の報告を受け，入会の可否を決定し，その結果を当該申請者に通知するものとする。

４　推薦会員となることを認められた者については，定められた期日までに別に定める年会費を校友会本部に納入しなければならない。

附　　則

この規程は，令和５年７月31日から施行する。

賛 助 会 員 規 程

平成22年7月 1 日制定
令和 5 年7月31 日改正

（趣　旨）

第１条　この規程は，日本大学校友会会則第５条第１項第７号に基づき，賛助会員の推薦等に関し必要な事項を定めるものとする。

（資格要件）

第２条　賛助会員の資格は，次のとおりとする。

①　賛助会員（個人）　正会員（個人），準会員，特別会員及び推薦会員となる資格を有しない者で，日本大学校友会が実施する事業の趣旨に賛同する者とする。

②　賛助会員（団体）　正会員（団体）となる資格を有しない組織体で，日本大学校友会が実施する事業の趣旨に賛同する組織体とする。

（入会手続）

第３条　前条に該当する者が入会を希望する場合は，正会員である推薦者１名以上の署名，捺印を記した所定の申込書により校友会会長あてに申し込むものとする。

２　前項の申し込みがあった場合，校友会本部事務局は速やかに資格要件を調査し，その結果を申込書と共に執行部会に報告する。

３　執行部会は，前項の報告を受け，資格要件を精査の上，入会の可否を決定し，その結果を当該申請者に通知するものとする。

４　賛助会員となることを認められた者は，定められた期日までに，別に定める年会費を校友会本部に納入しなければならない。

附　　則

この規程は，令和５年７月31日から施行する。

会長・監事選考委員会規程

（令和 6 年 7 月 19 日制定
令和 8 年 3 月 3 日改正）

（趣　旨）
第１条　この規程は，日本大学校友会会則第９条に基づき，会長・監事選考委員会（以下「委員会」という）に関し必要な事項を定めるものとする。

（委員の選出）
第２条　委員は，校友会役員の中から選出し，次の各号に掲げる者をもって構成する。
①　副会長から選出された者３名
②　北海道・東北ブロックから選出された者１名
③　関東ブロックから選出された者１名
④　東京ブロックから選出された者１名
⑤　東海・北信越ブロックから選出された者１名
⑥　近畿・中国ブロックから選出された者１名
⑦　四国・九州ブロックから選出された者１名
⑧　文系学部別部会から選出された者１名
⑨　理・薬系学部別部会から選出された者１名
⑩　医・歯・生物系学部別部会から選出された者１名
⑪　職域別部会から選出された者１名
⑫　会長指名による者１名
⑬　法人本部から推薦された者１名
２　委員会の議長は，会長代行者又は委員の中から会長の指名した者とする。

（会議の議決）
第３条　委員会は，構成委員の３分の２以上の出席をもって成立するものとする。
２　議事は，出席委員の過半数をもって決し，可否同数のときは，議長の決するところによる。

（会長候補者の選出）
第４条　各委員は，正会員の中から会長候補者各１名を推薦することができる。ただし，委員は被推薦人となることはできない。
２　推薦にあたっては，推薦理由書及び被推薦人の履歴書を校友会本部事務局に提出し，これを委員会に付託するものとする。
３　委員会は第１項及び第２項の候補者を対象として投票を行い，出席委員の過半数をもって会長候補者を決定する。ただし，会長の最終選任は，会則に基づき役員総会で行うものとする。
４　過半数を得た候補者がない場合は，得票数上位２名について再投票を行い，多数を得た者を会長候補者として委員会の決定とする。ただし，上位２名のうち第２位に同数の候補者が複数いる場合，又は全候補者の得票が同数である場合は，議長の決するところにより再投票対象者を選定する。再投票でも同数となった場合は，議長の決するところによる。

５　投票により議決する場合，次の各号の投票は無効とする。

①　所定の投票用紙を用いないもの

②　有資格者以外の氏名を記載したもの

③　２人以上の有資格者の氏名を記載したもの

④　有資格者氏名のほか，他事を記載したもの。ただし，職業，身分，住所又は敬称の類いを記入したものはこの限りではない。

⑤　有資格者の氏名を自書しないもの

⑥　有資格者の何人を記載したかを確認し難いもの

⑦　白　票

６　無効投票は投票総数に加算するが，棄権票については投票総数に加算しない。

（監事候補者の選出）

第５条　監事候補者の選出については，前条を準用する。

附　　則

この規程は，令和８年３月３日から施行する。

副会長選出規程

平成14年7月 2 日制定　平成29年7月 7 日改正
平成16年7月 9 日改正　令和元年7月12日改正
平成24年7月13日改正　令和 5 年7月31日改正

（趣　旨）
第１条　この規程は，日本大学校友会会則第９条第２項に基づき，副会長の選出に関し必要な事項を定めるものとする。

（副会長の選出）
第２条　副会長の選出は，次の各号のとおりとする。
① 別表の各ブロックから互選された支部長10名
(1) 北海道ブロック　１名
(2) 東北ブロック　１名
(3) 関東ブロック　１名
(4) 東京ブロック　１名
(5) 東海ブロック　１名
(6) 北信越ブロック　１名
(7) 近畿ブロック　１名
(8) 中国ブロック　１名
(9) 四国ブロック　１名
(10) 九州ブロック　１名
② 別表の学部別部会から互選された会長４名
(1) 文系学部別部会１　１名
(2) 文系学部別部会２　１名
(3) 理・薬系学部別部会　１名
(4) 医・歯・生物系学部別部会　１名
③ 職域別部会から互選された会長１名
④ 会長が指名した者５名以内
⑤ 法人本部から推薦された者　１名

（副会長の委嘱）
第３条　副会長は，会長が委嘱する。

（副会長の補充）
第４条　副会長に事故あるとき又は欠けたときは，第２条の規定により直ちに補充しなければならない。ただし，第２条第４号による選出についてはこの限りでない。

附　　則
この規程は，令和５年７月31日から施行する。

別　表

区分（支部又は部会数）	都道府県又は学部等	選出人数
北海道ブロック（9）	札幌，旭川，稚内，小樽，十勝，苫小牧，留萌，網走，釧路	1
東北ブロック（6）	青森，岩手，宮城，秋田，山形，福島	1
関東ブロック（8）	茨城，栃木，群馬，埼玉，千葉，神奈川，川崎，山梨	1
東京ブロック（7）	東京都第一，第二，第三，第四，第五，第六，第七	1
東海ブロック（4）	岐阜，静岡，愛知，三重	1
北信越ブロック（6）	新潟，富山，石川，福井，長野，長野県北信	1
近畿ブロック（6）	滋賀，京都，大阪，兵庫，奈良，和歌山	1
中国ブロック（5）	鳥取，島根，岡山，広島，山口	1
四国ブロック（4）	徳島，香川，愛媛，高知	1
九州ブロック（１０）	福岡，北九州，佐賀，長崎，佐世保，熊本，大分，宮崎，鹿児島，沖縄	1
文系学部別部会１（5）	法学部，経済学部，芸術学部，危機管理学部，スポーツ科学部	1
文系学部別部会２（4）	文理学部，商学部，国際関係学部，通信教育部	1
理・薬系学部別部会（4）	理工学部，生産工学部，工学部，薬学部	1
医・歯・生物系学部別部会（4）	医学部，歯学部，松戸歯学部，生物資源科学部	1
職域別部会（5）	全国桜師会，桜門会計人会，日本大学法曹会，全国桜門スポーツ部会，日本大学社長会	1

委員選出規程

平成14年7月 2 日制定
平成18年7月14日改正
令和 5 年7月31日改正
令和 7 年7月11日改正

（趣　旨）

第１条　この規程は，日本大学校友会会則第11条に基づき，委員の選出に関し必要な事項を定めるものとする。

（選　出）

第２条　委員は，正会員のうちから選出し，次のとおりとする。

①　各都道府県支部から推薦された者２名とし，うち１名は支部長とする。
②　各学部別部会から推薦された者２名とし，うち１名は会長とする。
③　各職域別部会から推薦された者２名とし，うち１名は会長とする。
④　会長指名による者５名以内
⑤　各桜門会から推薦された者１名

２　各支部長・部会長が満80歳を超えている又は欠けたときは，各支部会長の代行者として支部会長以外から委員１名を推薦することができる。ただし，代行者の委嘱期間は，新たに支部会長が推薦されるまでの期間とする。

（委　嘱）

第３条　委員は，会長が委嘱する。

附　　則

この規程は，令和７年７月11日から施行する。

顧問・参与規程

（平成15年7月 1 日制定
令和 6 年7月19日改正）

（趣　旨）
第１条　この規程は，日本大学校友会会則（以下「会則」という）第６条第２項に基づく名誉顧問，会則第13条に基づく顧問及び参与についての必要事項を定める。

（名誉顧問）
第２条　名誉顧問は，日本大学学長（総長を含む），理事長又は日本大学校友会会長（以下「会長」という）を歴任した者とする。

（顧　問）
第３条　顧問は，都道府県支部，学部別部会・職域別部会及び桜門会（以下「支部等」という）の支部長及び会長を２期以上歴任した者について会則第13条第２項により会長が指名する。

（参　与）
第４条　参与は，支部等において幹事長以上の役職を務め，多年にわたり校友会活動に貢献した者について，会則第13条第２項により会長が指名する。
２　前項の役職にかかわらず支部長及び会長からの推薦により，校友会活動に著しく貢献した者について，会則第13条第２項により会長が指名することができる。

（任　期）
第５条　会則第13条第１項により１年とする。

（その他）
第６条　この規程に定めなき事項は会則による。

附　　則

この規程は，令和６年７月19日から施行する。

表　彰　規　程

平成10年6月23日制定
平成12年7月11日改正
令和 5 年7月31日改正
令和 7 年7月11日改正

（趣　旨）
第１条　この規程は，日本大学校友会会則第40条の規程に基づき，個人並びに団体（支部・部会）の表彰に関し必要な事項を定めるものとする。

（表彰の意義）
第２条　表彰は，個人並びに団体（支部・部会）の特別な功労を表彰することにより，この会の目的を高揚し会員相互の発展の模範となすものである。

（表彰の対象）
第３条　表彰の対象は，次に掲げる者とする。
①　校友会の発展に特に寄与した者
②　国家又は社会に功績があり，この会の名誉を高めた者
③　日本大学の設置する学部又は短期大学部に顕著な功労があった者
④　校友会本部役員並びに支部役員及び学部別部会・職域別部会等で多年にわたり会務遂行に尽力し，この会の発展に貢献した者
⑤　校友会の発展に多年にわたり尽力した支部・部会

（表彰の種別）
第４条　表彰の種別は，次のとおりとする。
①　表彰状及び記念品
②　感謝状及び記念品

（表彰の選考）
第５条　表彰の選考は，執行部会の議を経て会長が表彰する。

附　　則

この規程は，令和７年７月11日から施行する。

慶 弔 慰 規 程

（平成12年7月11日制定
令和 6 年7月19日改正）

（趣　旨）
第１条　この規程は，日本大学校友会会則第39条に基づき慶弔慰に関し必要な事項を定めるものとする。

（適用の対象）
第２条　この規程の対象は，次に掲げる者とする。
① 会則第７条に規定する役員
② 会則第６条に規定する名誉顧問
③ 会長が必要と認めた者又は会則第４条第５項に規定する支部等

（慶弔慰の種別）
第３条　慶弔慰の種類は次のとおりとする。
① 慶事　就任，受章，受賞，発足，創立，周年事業等
② 弔事　死亡
③ 見舞　病気，事故，災害等

（慶弔慰の内容）
第４条　慶弔慰の内容は，会長の承認を得て，次のとおりとする。
① 慶事　祝金，花輪（生花），祝電等
② 弔事　香典，花輪（供花），弔電等
③ 見舞　見舞金，電報等

附　　則

この規程は，令和６年７月19日から施行する。

日本大学校友会スポーツ振興褒賞基準

（令和 2 年 2 月　7 日制定
令和 6 年 7 月 19 日改正）

（趣　旨）
第１条　この基準は，日本大学校友会が日本大学競技部（以下「競技部」という）及び競技部に所属している学生（以下「学生」という）の活動振興を目的として行う褒賞の基準について定める。

（対　象）
第２条　この基準の対象は，前条の競技部及び学生とする。

（選定基準及び褒賞金額）
第３条　選定基準及び褒賞金額は，別表に定めるとおりとする。

（決定方法）
第４条　褒賞の対象となる学生及び競技部は，別表に定めるところにより競技スポーツセンター事務局から推薦のあった者を基に，執行部会の議を経て校友会会長（以下「会長」という）が決定する。

（原　資）
第５条　褒賞の原資は原則，準会員事業の予算をもって充てる。

（褒賞の時期）
第６条　褒章の時期は，会長が決定する。

（その他）
第７条　この基準によりがたい場合，会長は執行部会の議を経て褒賞することができる。

附　　則

この基準は，令和６年７月19日から施行する。

（別　表）

選　定　基　準		褒賞金額
1	オリンピック・パラリンピックに選手として選出された学生	10万円
2	オリンピック・パラリンピックで次の成績を収めた学生	
	金メダル	50万円
	銀メダル	30万円
	銅メダル	20万円
3	次の国際大会で優勝した学生	
	世界選手権大会	30万円
	ワールドユニバーシティゲームズ	10万円
	アジア競技大会・その他の国際大会	5万円
4	次の記録を樹立した学生	
	世界新記録	30万円
	日本新記録	10万円
5	全日本または東日本・関東大会で団体優勝した競技部（同一年度内に複数の大会で優勝した場合，褒賞は１回とする）	10万円
6	箱根駅伝で区間賞を獲得した学生	30万円
7	出雲駅伝，全日本大学駅伝で区間賞を獲得した学生	10万円

日本大学校友会組織図

日本大学校友会(校友会本部事務局)

都道府県支部(65 支部)

北海道ブロック(札幌・旭川・稚内・小樽・十勝・留萌・苫小牧・網走・釧路)
東北ブロック　(青森・岩手・宮城・秋田・山形・福島)
関東ブロック　(茨城・栃木・群馬・埼玉・千葉・神奈川・川崎・山梨)
東京ブロック　(東京都第一・東京都第二・東京都第三・東京都第四・東京都第五・東京都第六・東京都第七)
東海ブロック　(岐阜・静岡・愛知・三重)
北信越ブロック(新潟・富山・石川・福井・長野・長野県北信)
近畿ブロック　(滋賀・京都・大阪・兵庫・奈良・和歌山)
中国ブロック　(鳥取・島根・岡山・広島・山口)
四国ブロック　(徳島・香川・愛媛・高知)
九州ブロック　(福岡・北九州・佐賀・長崎・佐世保・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄)

学部別部会(17 部会)

法･文理･経済･商･芸術･国際関係･危機管理・スポーツ科・理工・生産工・工・医・歯・松戸歯･生物資源科･薬･通信

職域別部会(5 部会)

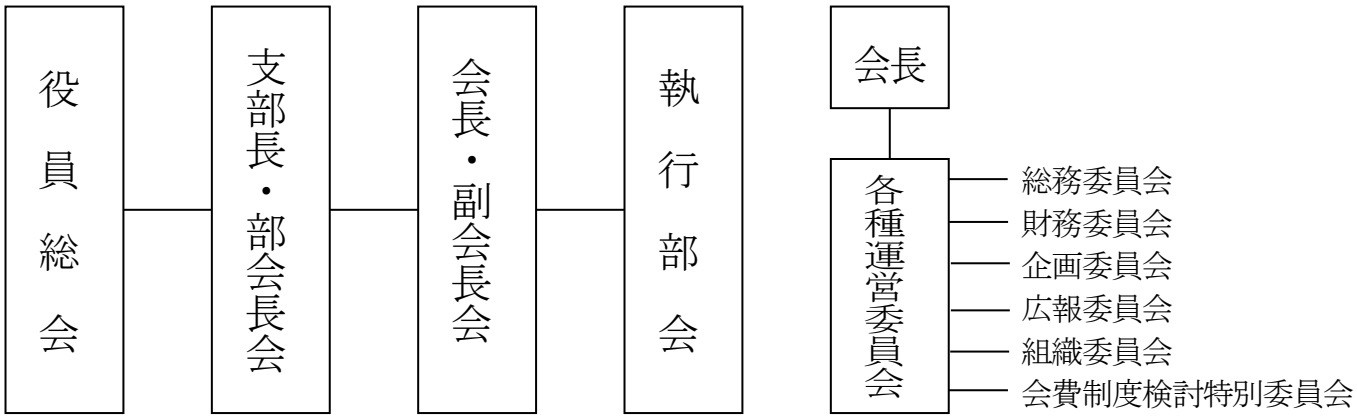
全国桜師会・桜門会計人会・日本大学法曹会・全国桜門スポーツ部会・日本大学社長会

桜　門　会

海外特別支部(10 支部)

韓国・ブラジル・ロサンゼルス・台湾・サンフランシスコ・スペイン・ニューヨーク・インドネシア・ミャンマー・バンクーバー

日本大学校友会諸機関一覧



日本大学校友会支部・部会役員の名称について

平成７年６月 27 日（平成７年度校友会役員総会開催日）付け校友公発第 1125 号文書にて既に通知している，校友会役員の推薦母体である都道府県支部・学部別部会・職域別部会の役員名称は以下のとおり。

支　部	部　会
支部長	会長
副支部長	副会長
幹事長	幹事長
常任幹事	常任幹事
幹事	幹事
監査	監査

（顧問・参与・相談役については，支部または部会の任意による）

校友会各種年会費額

平成19年 4月 1 日施行
平成22年 7月 1 日改正
令和 5 年 7月31日改正
令和 7 年 7月11日改正
令和 8 年 3月 3 日改正

日本大学校友会会則第８条，第37条第１項及び第３項に基づく各種年会費額は，以下のとおりとする。

役　　員			
	会　　長		100,000円
	副 会 長		50,000円
	委　　員		20,000円
正　会　員			
	個　人		10,000円
	団　体		
	都道府県支部		50,000円
	学部別部会		300,000円
	職域別部会		100,000円
	桜　門　会		20,000円
準　会　員			10,000円（通信教育部は3,500円）
特 別 会 員			10,000円
推 薦 会 員			10,000円

日本大学校友会賛助会員規程第３条第４項に基づく年会費額は，以下のとおりとする。

賛 助 会 員			
	個　人		10,000円
	団　体	1口	50,000円